

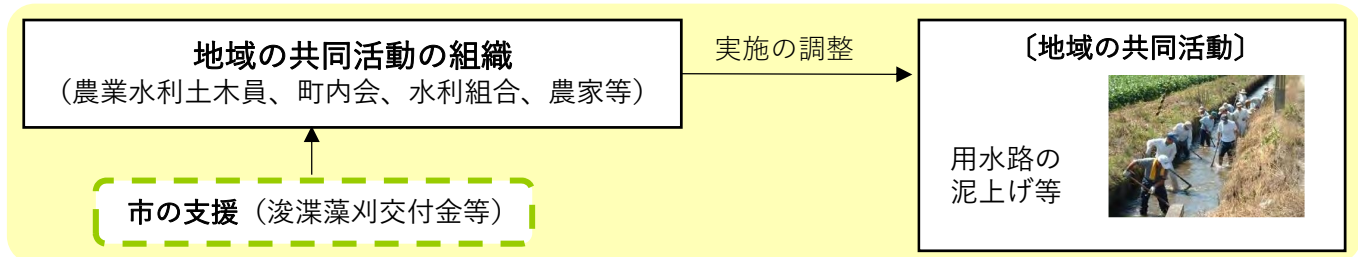
多面的機能支払制度の活用について

○取組期間

最低5年間は活動を継続する必要があり、5年毎に更新可能。

○既存の取り組みとの関係

〔現状〕



〔制度導入後〕



活動を通じて集落機能が強化され、『農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積』、『集落の農業法人化』、『体験農業等の都市・農村交流の展開』、『学生連携による地域活性化』などの地域資源やアイデア等を活用した取り組みへの挑戦が可能に！！

みんなで、楽しい地域づくりに挑戦！！

○制度の導入に当たって

〔農業水利土木員、水利監督員制度は継続〕

本年度を導入しても、農業水利土木員等の制度は継続します。農業水利土木員の方の協力により、地域の自主的な多面的機能支払制度の共同活動の拡大を推進。

〔市補助金の重複受給はできません〕

本制度を導入した場合、現在、市から受けている補助金の活動との重複受給できないため本交付金のみ。

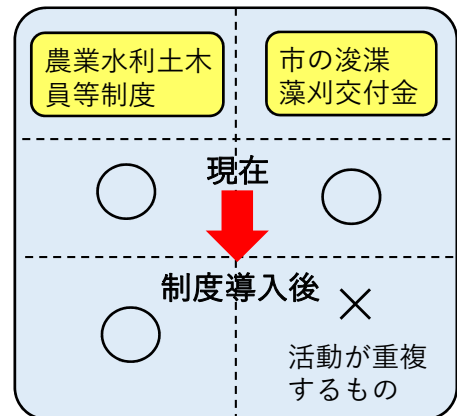
例：浚渫藻刈交付金、浚渫委託料、賃金・報奨金他

〔交付金の使途は？〕

交付金は、活動を実施するために必要な機材等の購入、参加者への日当等に利用できます。基本的な

要件は①多面的機能の発揮に貢献、②地域の共同活動、③計画に位置づけた農地・水利施設に係る維持管理に資することです。最低限のルールは市で示しますが、基本的に地域で使途を決めることが可能です。

但し、要件を満たさないもの、個人的な営農に関するもの、宴会等については活用不可です。



具体的な使途は？

機材購入、日当等に利用可能

〔使途の基本的要件〕

- ①多面的機能の発揮に貢献
- ②地域の共同活動
- ③計画に位置づけた農地・水利施設の維持管理

支出費目…どの費目を支出するかは地域の状況に応じて決めることができます。

支出費目	内 容
日当	・活動の参加者に対して支払った日当
購入・リース費	・資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費 ・活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費 ・パソコンなどのリース費 ・車両、機械等の借上げ費 ・花の種、苗代など
外注費	・補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者などへの外注費 ・事務の外注費
その他支出	・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金 ・活動に係る旅費 ・保険料 ・文具代及び光熱費の費用 ・アルバイト等への賃金 ・草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

〔農地、水路、農道等の適切な管理〕

交付対象となった農地は適切に保全しなければなりません。耕作放棄地になりそうな場合、地域で計画して耕起し有効活用を図ってください。もしも、耕作放棄地の発生、農地転用する場合は、**該当する農地面積の交付金の遡及返還（最大5年間の補助金返還）**が必要となります。（公共転用、農家住宅等、やむを得ない場合は当該年度分のみ返還）

活動の対象施設に位置づけた水路、農道、ため池等は草刈り等の適切な管理を行わなければなりません。不適切な場合は交付金の全額返還となります。

また、要件を満たさないもの、個人的な営農に関するもの、宴会、着服等の事例が確認された場合も交付金の返還に該当します。

〔農地の保全〕

- ・ 営農を継続し農地として利用
↓ 事情により、営農困難
- ・ 地域で話し合っ、耕起し営農できる状態を保持。
↓
- ・ 借り手を探す、小学校等の体験農園として有効活用など

〔水路・農道等の保全〕

- ・ 地域で作成した活動計画に基づき、草刈り等の活動を実施

〔交付金の返還〕

- ・ **農地転用**や**耕作放棄地**

↓
最大5年間の遡及返還
(やむを得ない場合を除く)

- ・ 水路・農道等の**不適切な管理**
- ・ 不適切な利用 (**要件違反、宴会、着服等**)

↓
交付金の全額返還

〔事務作業が発生します〕

本交付金により共同活動を行うために、①活動組織を設立、②活動計画を作成、③総会で承認を得る必要があります。

また、実際に共同活動をおこなった時の“活動記録”、活動に支出したお金の“金銭出納簿”等の事務作業が発生します。

事務作業については、地域の経理経験者等（非農家もOK）の協力を検討ください（事務作業に対して日当を支払うことも可能）。また、事務支援ソフトの購入・活用、事務作業の委託も可能（上限：交付額の1割程度）です。

〔活動の前準備〕

- ①活動組織の設立
- ②活動計画の作成
- ③総会の開催・承認

〔活動中の事務作業〕

- ・ 活動記録の作成
- ・ 金銭出納簿（領収、レシート含む）
- ・ 財産管理台帳
- ・ 活動写真帳

※経理経験者の協力、事務の委託（外注）も可能

多面的機能支払制度導入のポイントは事務作業

本制度の交付金は、地域の共同活動をおこなった時の実費として利用可能なものです。 交付金を利用するためには活動に係る証拠書類の作成・整理を行う必要があります。
（共同活動を伴わない、個人配分はできません。）

そのため、様々な事務作業が発生します。この事務作業を適切に実施することが、本制度の導入のポイントです。（国の事業のため、会計検査等もあります。）

→事務能力のある土地改良区等に対して委託（交付額の1割程度が上限）することが可能。

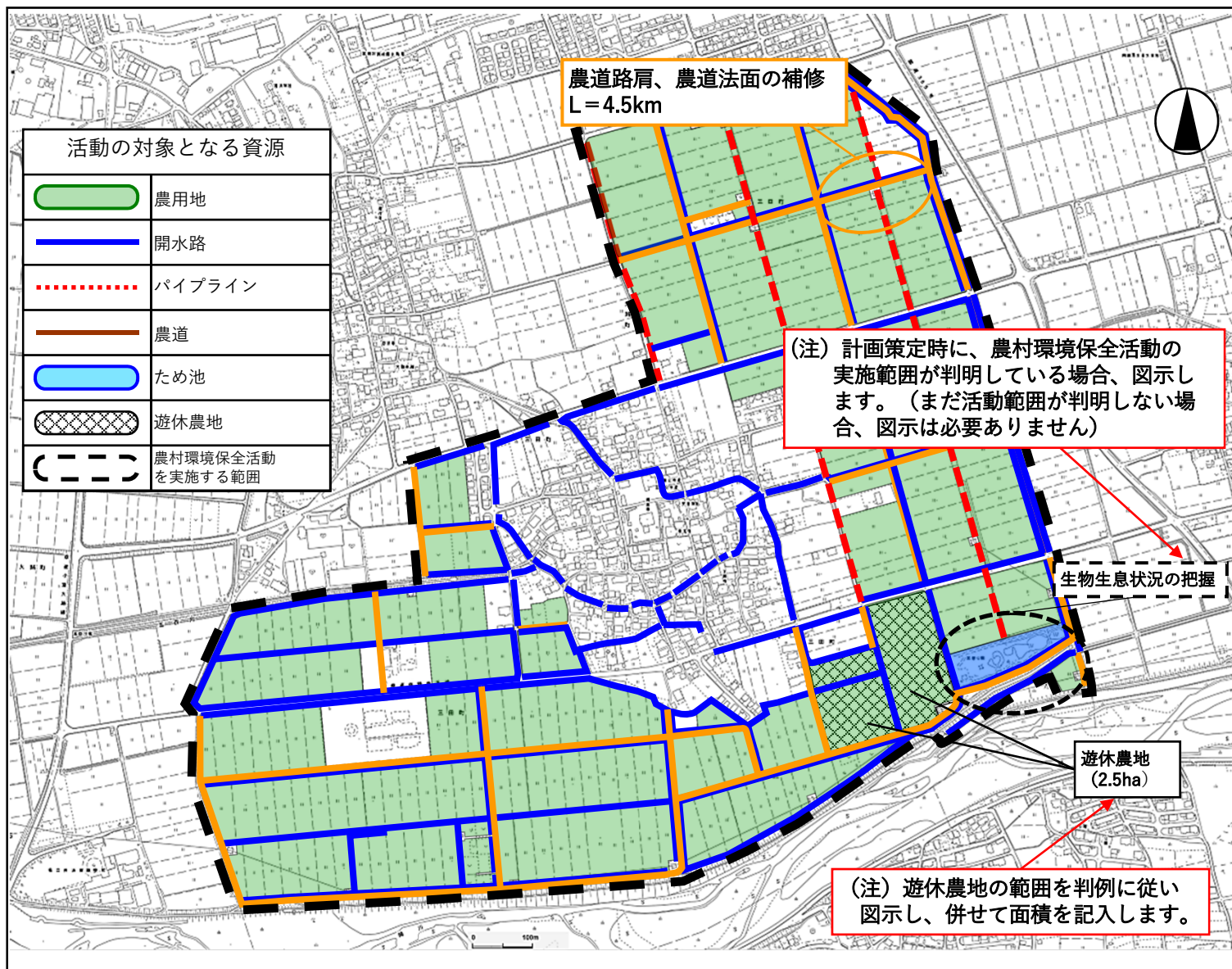
→事務経理の経験のある“お嫁さん”、“Uターンしている息子・娘さん”に事務作業してもらい日当・賃金を支払うことも可能。

(別紙)

認定対象区域図面

組織名：〇〇〇〇広域協定

認定対象区域図面



(注) 活動計画書の別紙位置図と兼ねることができます。

(注) 活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
また、**図面は複数枚になっても構いません。**対象区域や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。